

田村先生「特許権の消尽論の新局面 ーリサイクルとサプライ・チェーンー」

メモ

1. 消尽法理の基本と理論的根拠

- 特許製品が特許権者やライセンサーによって市場に適法に譲渡されると、以後の使用・譲渡に対する特許権の効力は「消尽」する。
- 判例（BBS 事件・インクカートリッジ事件）は、
 - **積極的根拠**：市場での円滑な流通を確保するため
 - **消極的根拠**：権利者は既に対価を得る機会があったため二重利得は不要という理由を示す。
- 消尽の法的説明としては「目的到達説」「所有権説」「黙示的实施許諾説」「信義則・権利濫用説」が議論されてきた。

2. 契約との関係

- 特許製品の購入者に対し、使用禁止や転売禁止を一方的に意思表示しても消尽は阻止できない。
- ただし、契約条項（使用回数制限、転売禁止など）は当事者間では有効（独禁法に反しない限り）。
- しかし、転々流通先の第三者には及ばず、消尽の効果は妨げられない。
- 実施権者がライセンス契約違反をして製造販売した場合、重大な違反（対象製品や数量制限違反など）の場合のみ消尽否定の可能性がある。

3. 所有権留保と消尽

- 特許権者が「所有権留保（貸与扱い）」を用いる場合、真に貸与であれば消尽は否定される。
- ただし、事後的に「非売品」と記載しただけでは無効（薬剤分包機用紙管事件など）。
- 事前に明示的合意があり高い回収率を伴う場合は消尽否定が認められる例もある。

4. 方法特許・間接侵害と消尽

- 従来は「方法特許は消尽しない」とされたが、判例は柔軟化。
- インクカートリッジ事件（知財高裁大合議）：物の特許が消尽すれば方法特許も消尽しうる。
- Apple Japan v. 三星事件（知財高裁大合議）：間接侵害品（ベースバンドチップ）の譲渡では、
 - 部品自体には消尽を認めるが、完成品全体については消尽を否定。
 - ただし黙示的承諾の可能性を検討する「二段構え」方式を採用。

5. 米国における展開

（省略）

6. 将来の課題

- IoT・モジュール化の進展により、部品が多用途化し価格差別が難しくなった。
→ 「最初の販売時に十分な対価を得た」とは言えなくなる場合が増加。
- 一律に消尽を維持するのではなく、契約や黙示的許諾による柔軟な迂回を認めるべきか議論が進む。
- ただし、トロールの権利行使や市場の混乱を避けるため、消尽の原則と契約・承諾の調整基準が必要。
- 立法的対応としては「消尽迂回の明認方法」「善意無過失の第三者保護」「差止請求権制限」などが検討課題。

7. 最近の動向（修理・リサイクルと消尽）

- **インクカートリッジ事件（最高裁）**：リサイクルによる再生産は「新たな製造」として消尽否定。
- **情報記憶装置事件（2020-22年）**：メモリの書換制限措置をめぐり、一審は権利濫用を認めたが、二審は否定。
- 修理と再生産の線引きが依然として重要。
- 修理が通常の使用の範囲内であれば消尽、製品の本質的部分の再製造であれば消尽否定。

総括

- 日本法は消尽の自動的効果を重視し、契約や一方的意思表示での迂回は原則否定。
- しかし近時の判例・国際比較は、部品化・IoT時代のサプライチェーンやリサイクル市場の実情に応じ、**消尽と黙示的許諾を使い分ける二段構え**を示している。
- 将来は、伝統的取引と新型取引の切り分け、消尽の迂回可能性、善意第三者保護などを組み込んだ新しい法体系が必要とされている。